

中小企業向け海外展開支援コンサルテーション

－第1回 経営者と公認会計士が視た中国－

税理士法人ファーサイト
公認会計士・税理士 伊香賀照宏
中国経営コンサルタント 谷 賀緒

目次に代えて

項目	Comment
従業員運営について	<ul style="list-style-type: none">• 主導権をどうにぎるか？(中国人と交渉と駆け引き)• コミュニケーションの仕方
従業員雇用について	<ul style="list-style-type: none">• 採用と支払と解雇• 経済補償金について
清算について	<ul style="list-style-type: none">• 清算に至るまでの流れ• 実際の清算体験・・・
資金繰りについて	<ul style="list-style-type: none">• そもそも資金繰りそのものが読みにくい• 資金調達的手段も限定されている
税制度について	<ul style="list-style-type: none">• 2国間の租税債権債務 = ショ場代 理論で整理できる• 「寄付金認定」実際のところ・・・

会計士 × 海外で行っていた業務

項目	Comment / 論点
アテンド役 / 監査報告	<ul style="list-style-type: none">• 如何に優秀な通訳さんとチームできるかがカギ(意図を汲み取ってくれる人)• 会計基準はほとんど同じ(会計は共通言語)
買収調査 / スポット案件	<ul style="list-style-type: none">• 財務DD …中国人会計士とチーム• …?な事業計画/「信頼できる人」という罫• PPA…IFRS雅チーム• 不正調査事例…使い込み/
子会社と親会社の関係	<ul style="list-style-type: none">• 子会社は眼中にない会社がほとんど• 子会社に「財務責任者」を派遣できる企業は少ない(ほとんど製造or営業)
研修系	<ul style="list-style-type: none">• 対日本人向け :• 対中国人向け : 意識の高さと低さ

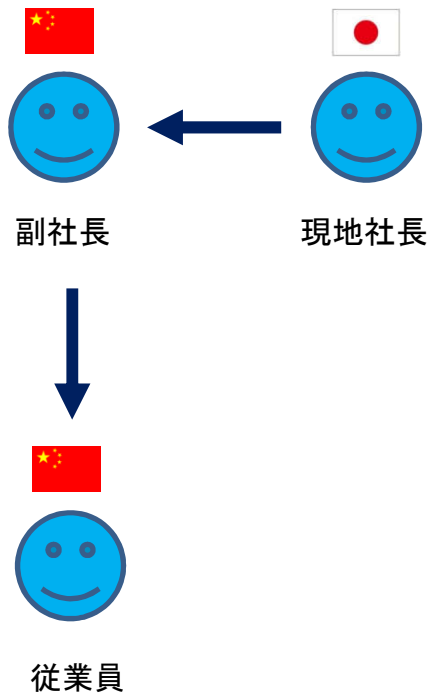
1.従業員運用について

【主導権の握り方】

【賃金の決め方 と 賃金テーブル】

1.従業員運用について(コミュニケーションの仕方)

【間接的管理パターン】



【直接的管理パターン】



2.従業員雇用に関わる制度

1. 労働契約の解除又は終了

①労働者⇒会社

…予告退職は、30日前までに書面での通知(労働契約法 第37条)

②会社⇒労働者

A.労働契約の予告解除(労働契約法 第40条(要約))

- ・労働者が疾病/ケガなどにより、療養期間を経過した後も業務に堪えることが不可能で、配置転換もできない
- ・訓練や職務の変更調整をもってしても業務をこなすことができない
- ・労働契約締結時の状況に重大な変化があり、協議しても労働契約の変更合意が得られない場合

B.労働契約の解除(労働契約法 第39条(要約))

- ・試用期間中に採用条件に合致していない
- ・労働者が会社の規則制度に甚だしく違反した場合
- ・著しい職務怠慢、不正利得行為により使用者に重大な損害を与えた場合
- ・副業を行い、本業に重大な影響を及ぼした場合
- ・刑事責任を追及された場合

2.従業員雇用に関わる制度

2. 人員削減

企業が人員を20人以上又は全社員の10%以上削減する場合、会社は、30日前までに労働組合又は全従業員に対して状況を説明し、意見を集約して人員削減案を労働行政部門に報告しなければならない。

【人員削減が認められるケース】(労働契約法 41条1項)

- ・企業破産法の規定によって更正を行う場合
- ・生産、経営が極めて困難となった場合
- ・企業の生産転換、重大な技術革新又は経営方式の調整により、・・・(中略)・・・なお人員削減が必要である場合
- ・その他、客観的な経済状況に重大な変化が起こり、労働契約の締結が不可能となった場合

【優先して継続的に雇用する】(同条2項)

- ・会社と比較的長期間の有機固定労働契約を締結している者
- ・会社と期間の定めのない労働契約を締結している者
- ・家族に就業者がおらず、扶養を必要とする老人や未成年者がいる者

【労働契約を解除してはならない】(労働契約法 42条)

- ・職業病の危険を伴う作業に従事・・・
- ・病気あるいは業務外の負傷により、規定の医療期間内にある場合
- ・女性労働者で妊娠、出産、授乳期にある場合
- ・会社に連続して15年以上勤務し、かつ、定年退職まで5年未満の場合

2.従業員雇用に関わる制度

3. 経済補償金

使用者である会社は労働者と労働契約が終了した際、又は労働契約を解除した際は、一定の経済補償金を労働者に支払わなければならない（労働契約法46条）。

【支払わなければならないケース】

- ・会社が約定や法令、法規通りに報酬等を支給せず、同法38条の規定に従い、労働者が労働契約を解除する場合
- ・労働者が同法36条の規定に従い、会社と労働者の協議により労働契約を解除する場合
- ・同法40条の規定に従い、会社が労働契約を解除する場合
- ・同法41条1項の規定に従い、会社が労働契約を解除する場合
- ・同法44条1項の規定に従い、固定労働契約を終了した場合
- ・同法44条4項及び5項により、会社が破産宣告された場合及び営業許可を取り消され労働契約を終了した場合
- ・法律、法規に定めるその他の事由の場合

【計算方法】

経済補償金の計算方法の上限は、勤続年数に照らし、1年ごとに賃金の1ヶ月分(労働契約の解除又は終了前の12ヶ月分の平均賃金) を支給するとされている。

2.従業員雇用に関わる制度

4. 社会保険制度

	年金		医療保険		失業保険		労災保険	育成保険	合計	
	会社	個人	会社	個人	会社	個人	会社	会社	会社	個人
中国	21.0%	8.0%	11.0%	2.0%	1.5%	0.5%	0.5%	1.0%	35.0%	10.5%
日本	8.91%	8.91%	9.96%	9.96%	0.85%	0.50%	0.40%	0.20%	20.3%	19.4%

養老保険：日本での年金に相当(外国人については緩和措置あり)

医療保険：地域により幅がある

労災保険：

失業保険：

育成保険：女性の出産時の検査費、出産費、手術費、入院費等の医療費が支払われる

※中国：上海市(2013年10月以降)の場合です。

日本：健康保険/厚生年金保険(H28年4月納付分より)

2.従業員雇用に関わる制度

5. ビザ問題

査証種類	申請者範囲
C	乗務で訪中する国際列車や航空機の乗務員,船員,及びその家族
D	永住居留権を持つ人員
F	交流,訪問,視察等
G	トランジット
J-1	常駐(居留が180日以上)の外国常駐記者
J-2	短期取材(居留が180日以下)の外国記者
L	観光
M	商用,貿易活動
Q1	中国在住の中国人親族家族(配偶者,父母,子女,子女の配偶者,兄弟姉妹,祖父母,孫子女,及び配偶者の父母)を訪問,又は中国永住居留権所持者の外国人(配偶者,父母,子女,子女の配偶者,兄弟姉妹,祖父母,孫子女,及び配偶者の父母)を訪問
Q2	短期(居留が180日以下)で中国在住の中国人家族,又は中国永住居留権保持者を訪問
R	中国が必要とする外国人高度人材,専門分野人材
S1	中国で就労,留学等の理由で滞在をしている配偶者,父母,18未満の子女,配偶者の父母,及びその他私的理由により中国に居留中の人員を長期(180日以上)訪問
S2	中国で就労,留学等の理由で滞在をしている配偶者,父母,18未満の子女,配偶者の父母,及びその他私的理由により中国に居留中の人員を短期(180日以下)訪問
X1	長期留学(180日以上)
X2	短期留学(180日以下)
Z	就労

- ・2013年9月1日より、中国の法令改正に伴い、中国のビザ種類等が変更。
従来 Fビザ であった短期商用が新設の Mビザ に変更。
駐在員等（Zビザ・就労許可所持者等）の家族については新設の S 1 又は S 2 ビザに変更。

3. 撤退について

1. 撤退の選択肢

項目	Comment
持分譲渡	<ul style="list-style-type: none">• 通常のMAと同様にDDを行う• 政府機関(商務部/工商行政管理局/その他主管局)へ持分譲渡の申請が必要• 留意点：外資出資比率が25%未満になることによる優遇取り消し<ul style="list-style-type: none">…2免3減(2年目まで免税,3~5年に半減)が10年未満の場合には取り消し…補助金返還、輸入設備免税
事業の清算	<ul style="list-style-type: none">• 政府機関の承認が必要• 度重なる税務調査• 経済補償金などの従業員対応• 事業を継続しながらの清算の場合、スケジューリングが必要
破産申告	<ul style="list-style-type: none">• 外国企業では承認を得にくい
休眠化	<ul style="list-style-type: none">• 6か月以上の営業停止により営業許可証を取り消される

3. 撤退について

2. 清算手続きの流れ

1. 董事会の解散決議
↓
2. 政府所管機関への解散の申請 …… 商務局、工商局、税務局、外貨管理局など
↓
3. 清算委員会の組成及び工商行政管理局への届け出 …… 董事
↓
4. 債権者への告知、公告、債権債務の整理
↓
5. 資産評価、清算処理案の作成
↓
6. 会計事務所による清算監査
↓
7. 清算委員会による清算所得の計算と納税
↓
8. 税務登記、関税登記、外貨登記の抹消申請
↓
9. 残余財産の分配
↓
10. 会社登記等の抹消申請

Appendix.資金繰り問題について

1-2. 資金調達手段まとめ

- 資金調達手段には、増資と借入がある。各種手法には一長一短があり、目的(期間等)に沿った方法を検討する。

類型	方法	コメント	必要期間	調達金額
資本取引	増資(円)	・ 減資は困難なため、資金が長期拘束される	最短1.5ヶ月	大
	借入_親子ローン(円)	・ 短期とするか、長期とするか	最短1.5ヶ月	中
	借入_関係会社(元)	・ CMS型取引	即日	大
	借入_銀行(元)	・ 利率高い、親会社の保証or担保が必要	—	中
一般取引	取引擬制による方法	・ 税金を支払	請求書手続	小
	支払サイトの延長	・ モノによっては大変	交渉による	—
	ハンドキャリー	・ 金額多額は様々なリスクを伴う	即日	小
前提説明	外貨_貿易取引	・ モノの輸出入を伴う取引	—	—
	外貨_非貿易取引	・ モノの輸出入を伴わない取引	—	—

Appendix.

2.個人所得税関係

- 日本と中国の企業所得税はどちらかでは払う必要がある。



日本における個人所得税

居住と非居住

- 【居住者と非居住者】1年以上海外に住むことを「予定」している人＝非居住
- ・居住者 = 全世界所得
 - ・非居住者 = 国内源泉所得のみ
- ※日本国籍を持つてる人はこれ以外の区分はない。

源泉について

- 【源泉＝所場代理論】
- ・中国での勤務に起因するもの ⇒ 中国で課税
 - ・日本での勤務に起因するもの ⇒ 日本で課税
- ※留守宅手当 = 中国で課税される(・勤務事態は中国)
- ※格差補填 = 税務リスクあり(日本側で寄付金認定)
- ※大家さん収入 = 日本で課税(・賃貸家は日本にある)

役員報酬

- 【勤務地は関係ない】
- ・支払地で20%源泉課税
- ※日本本社役員 兼 中国法人総経理 の分け方は難しい(滞在日数/比較)

参考:住民税

- ・1/1時点を基準とするだけのシンプル
- ・一番のお得パターンは、12/30出国、1年以上勤務、1/2帰国



中国における個人所得税

滞在期間判定

- 【日本人は住所既定は関係なく、滞在期間のみを考える】
- ・5年超: 全世界所得
 - ・1年超: 国内源泉所得 + 国外源泉の国内支払分(・法人税)
 - ・183日～1年: 国内源泉所得 (支払企業は関係ない)
 - ・183日以下: 中国国内源泉 かつ 中国国内支払のみ(格差補填は非課税)
- ※183日を超えた場合には遡って翌月15日までに納付or 確定申告で申告

183日ルール

- 【厳密には1日でも税金納める】
- 1)183日以内(カウントには細かいルールあり)
 - 2)支払う人は日本企業であること
 - 3)PE(支店/事務所、PJ6カ月ルール)がないこと = 出店&出稼ぎであること

役員報酬

- ・董事(＝役員報酬): 勤務地は関係なく課税される。20%の源泉課税
 - ・高級管理職: 滞在者特例ない(・中国に滞在が前提)
- ※董事兼総経理は全額給与所得(董事は非常勤を想定)
- ※高級管理職＝総経理、副総経理、工場長

二重課税(183日超)

- ・日本在住＝日本で全世界所得、中国＝183日超で課税 ⇒ 二重課税
- ・外国税額控除を申請できるが、制限あり(日本よりも高い分はダメ)
- ・会社負担中国個人所得税は追加の所得と認識される点に留意
- ・資金繰りに注意(立替金送金困難)

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1240.htm>



「未来」という字は「未だ来ない」と書きます。

未来というのは見えないわけです。

そこを見ようとする活動が大事だと思います。

川口淳一郎

税理士法人ファーサイト/ファーサイト公認会計士共同事務所

会社名	税理士法人ファーサイト
所在地	〒102-0076 東京都千代田区五番町2-13 林五ビル3階
TEL	03-3234-5211
Webサイト	http://www.farsight.co.jp/